

○競輪情報処理システムを使用して処理する場合における競技関係事務要領に基づく事務の取扱いの特例に関する要領

(平成19年10月1日 平成19・10・01製第26号認可)

最終改正 平成25年 3月19日

- 1 公益財団法人JKA（以下「本財団」という。）は、自転車競技法第26条第1項、自転車競技法施行規則第40条及び競輪に係る業務方法に関する規程第156条第2項の規定に基づき、法第38条第1項の指定を受けた法人（以下「競技実施法人」という。）が、競輪施行者から委託を受けて行う競輪の実施に関する事務を競輪情報システムを使用して処理する場合における競輪の選手管理の要領、競輪の番組編成の要領、自転車の検査の要領及び競輪の審判の要領（以下「競技関係事務要領」という。）に基づく事務の取扱いの特例に関する要領をここに定める。
- 2 競技実施法人が、競技関係事務要領に基づく事務を競輪情報処理システムを使用して処理する場合における当該事務の取扱いについては、競技関係事務要領によるほか、この要領の定めるところによる。
- 3 この要領において、「競輪情報処理システム」とは、本財団の使用に係る電子計算機と競技実施法人、競輪場等に設置される入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 4 競技実施法人が競技関係事務要領に基づき行うこととされている本財団に対する報告等に関する事務のうち、次に掲げる事務の処理については、その必要な事項を競輪情報処理システムに記録する方法により行う。
 - (1) 予備・流用選手出走の報告に関する事務
 - (2) 不参加選手及び中途欠場選手の報告に関する事務
 - (3) 出場選手のあっせん依頼に関する事務
- 5 競技実施法人が競輪情報処理システムに記録しなければならない事項及び当該記録の方法その他競輪情報処理システムの使用に関する手続については、別に定めるところによる。

附 則

この要領は、自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律（平成19年法律第82号）附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（平成19年10月1日）から施行し、同日を節の初日とする競輪から適用する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行し、同日を節の初日とする競輪から適用する。

附 則（平成25年3月19日）

この要領は、公益財団法人JKAの登記の日（平成25年4月1日）から施行する。